

テロ対策、大規模災害対策等の推進について



警 察 本 部

目 次

第1 テロ対策の推進

1 国際テロ情勢等	3
2 国内の情勢等	3
3 基本方針	4
4 各種対策	
(1) 情報収集と捜査	4
(2) 警戒警備の強化	4
(3) 警護措置の徹底	5
(4) 水際対策	5
(5) 小型無人機対策	5
(6) 事案対処能力の強化	6
(7) 官民連携	6
(8) 情報発信	10

第2 大規模災害対策等の推進

1 大規模災害発生時における警察の措置	11
2 大規模災害の教訓を踏まえた警察の対応	
(1) 広域緊急援助隊の設置	11
(2) 警察災害派遣隊の編成	11
(3) 県外における災害警備	12
3 兵庫県警察の主な災害警備	
(1) 近年の主な災害警備	13
(2) 災害警備実施回数	13
(3) 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う措置	14
4 災害警備諸対策の推進	
(1) 初動体制の早期確立	14
(2) 災害対処能力の向上	15
(3) 装備資機材の整備等	16
5 民間との連携・協力体制の構築	17
6 伝承教養	18
7 情報発信	18

第1 テロ対策の推進

1 国際テロ情勢等

平成28年7月に発生したバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件、平成31年4月に発生したスリランカにおける連続爆弾テロ事件等、世界各地において、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実には発生しているほか、I S I L等の過激派組織は、その声明等において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指している。

近年においても、I S I Lやアル・カーイダ等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が世界各地で発生していることに加え、令和5年10月の武力衝突に端を発するイスラエル・パレスチナ情勢を捉えて、I S I L等の過激派組織が、インターネット上で各国のイスラエル権益や欧米諸国権益等に対するテロの実行を呼び掛けており、各国で同情勢に関係するとみられるテロ事件が発生するなど、国際テロを取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

近年、海外において邦人が被害に遭った主なテロ事件等（2013年以降）



2 国内の情勢等

令和4年7月に安倍元内閣総理大臣に対する銃撃事件が、令和5年4月には岸田内閣総理大臣に対する爆発物投てき事件といった重大事案が相次いで発生した。

近年、特定のテロ組織等との関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダーや、社会一般に対する恨み、不満等を背景として不特定多数の者に対して危害を加える者による事件が繰り返し発生しており、治安の新たな脅威となっている。

さらに、令和5年中、右翼や極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、右翼は時局問題等を捉えた街頭宣伝活動等を行っており、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、政府や関係諸国等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で違法行為の発生が懸念される。一方、極左暴力集団についても、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁しており、今後も情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

3 基本方針

厳しいテロ情勢の中、令和7年には大阪府下において「2025年日本国際博覧会」（大阪・関西万博）が開催予定であり、令和9年には県内をはじめ関西地方一円において、延期されている「ワールドマスターズゲームズ2027 関西」等の大規模イベントが開催される予定である。

このような大規模なイベントは、世界的に大きな注目を集め、国内外の要人の来訪も見込まれるほか、テロの格好の標的ともなり得るため、県警察ではテロ等重大事案の未然防止に向けて、各種テロ対策を強力に推進している。

4 各種対策

(1) 情報収集と捜査

テロ等重大事案の未然防止を図るためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠であることから、県警察では、情報の収集・分析を行い、その結果を警戒警備等諸対策に活用するとともに、不審点があれば真相を解明するための諸活動を徹底している。

また、ローン・オフエンダー等による重大事案の未然防止対策を強化するため、警備部門にとどまらず、関係部門が緊密に連携し、それぞれの特性を活かして必要な情報の収集・分析を行い、各種対策を講じている。

(2) 警戒警備の強化

繁華街・ショッピングセンター等の不特定多数の者が集まる施設や駅、空港等の公共交通機関、外国公館等の重要施設において、制服警察官によるパトロールや、部隊を配置した警戒警備を強化し、テロ等重大事案の未然防止を図っている。

また、状況に応じて、会場等に至る経路に警察やイベント主催者の車両、資機材を配置するなどして、車両による突入の防止を図っている。



【警察車両を配置したテロ防止対策】
（第10回神戸マラソン）

(3) 警護措置の徹底

警護対象者の来県に際し、事前計画の段階から警察庁と緊密に連携し、警護に必要な措置に係る主催者等への働き掛けや制服警察官の増強配置、装備資機材の適切な配備など、警護現場の態勢強化に向けた取組を推進している。

また、警護員の質と量の双方を充実させるべく、計画的かつ体系的に教養訓練を推進して育成を図っている。

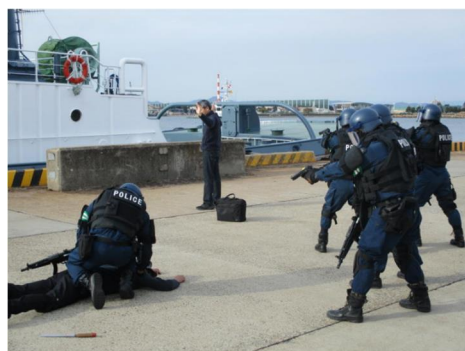


【現場離脱を想定した警護訓練】

(4) 水際対策

県下の5つの国際港湾（神戸港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、姫路港及び相生港）において、海上保安庁、出入国在留管理庁、税関等と連携し、テロ対策合同訓練や入港する船舶に対する警戒等を実施している。

また、神戸空港の国際化を見据えて、関係機関と連携を密にしつつ、国際港湾と同様の対策を講じるなどして、水際対策を的確に推進していくこととしている。



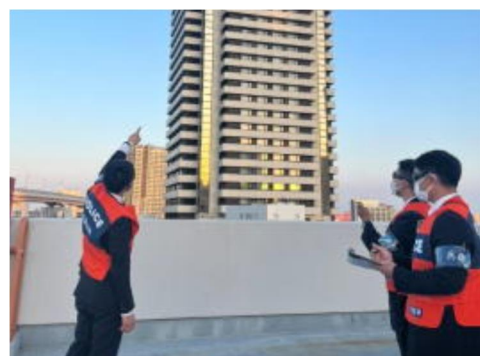
【東播磨港におけるテロ対策合同訓練】

(5) 小型無人機対策

県警察では、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」等に基づき、小型無人機、いわゆる「ドローン」等を使用したテロ等重大事案の未然防止に努めている。

具体的には、重要施設等の周辺において上空の警戒を実施することにより不審な小型無人機の飛行や操縦者の発見に努めたり、違法行為を企図した操縦者が利用するおそれのあるビルの屋上や敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。

また、資機材を有効に活用するなどして、飛行している小型無人機の早期発見に努めるほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、捜査活動を行うとともに、危害発生を防止することとしている。



【警戒員による上空警戒】

(6) 事案対処能力の強化

ア 銃器対策部隊

銃器等を使用した事案対応のために、警備部機動隊に銃器対策部隊を設置している。同部隊には、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣等が配備されており、重大突発事案が発生した場合の対処等に当たることを任務としている。



【関係機関等との合同訓練（銃器対策）】

イ 爆発物対応専門部隊

爆発物を使用した事案対応のために、警備部機動隊に爆発物対応専門部隊を設置している。

同部隊には、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾等が配備されており、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発物による被害の発生を防止することを任務としている。



【関係機関等との合同訓練（爆発物処理）】

ウ NBCテロ対策部隊

核物質や化学物質、生物剤を使用したNBC事案対応のために、警備部機動隊にNBCテロ対策部隊を設置している。同部隊は、原因物質の検知、除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たることを任務としている。



【NBCテロ対処訓練】

(7) 官民連携

ア テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議の活用

(ア) 設立目的等

平成29年4月、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据え、官民一体のテロ対策を推進するために設立した。

(イ) 活動状況

参画機関・団体に対して、「テロ対策兵庫パートナーシップ通信」を發出しているほか、有識者や警察本部員による講演を行い、自主警備の強化に活用できる情報を提供し、テロ対策の強化や対応力の向上を促している。

また、本年4月22日には、「テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議第8回総会」を開催し、「日本国内におけるテロ対策と日々の備え」と題した部外講師による講話を行い、参加企業・団体等に自主警備の強化を働きかけるとともに、テロに対する危機意識の高揚を図った。



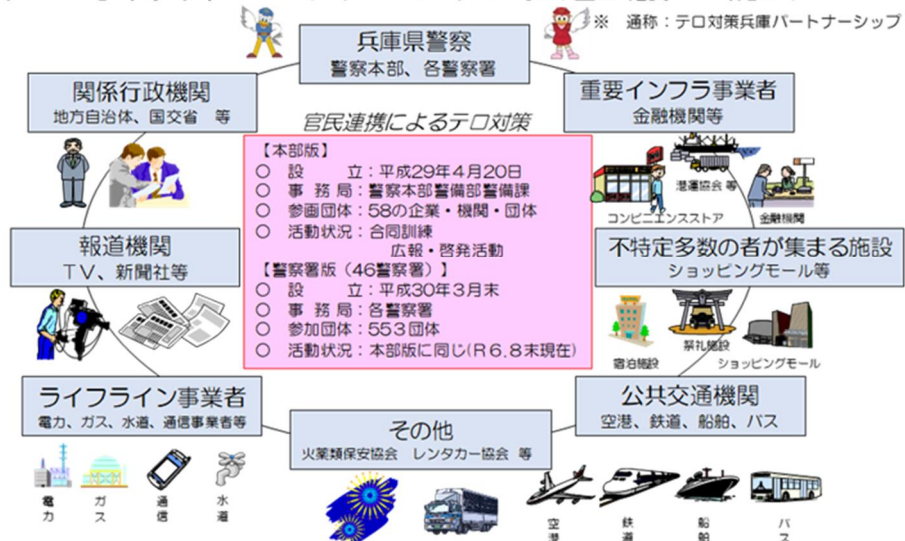
【テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議第8回総会】

テロ対策兵庫パートナーシップ通信 【NO.51】	令和6年4月25日 兵庫県警察本部
テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議第8回総会の開催	
<p>4月22日、兵庫県民会館において、41の関係機関・団体等が出席のもと、「神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会」の開催を見据え、「官民一体のテロ対策の推進」を目的とする第8回総会を開催しました。</p>	
<p>開会挨拶 兵庫県警察本部警備部長から、会議出席者への謝意や、テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議の活動状況、国内外を取り巻く警備情勢、兵庫県警察におけるテロ対策や参画機関・団体等との連携強化について挨拶させていただきました。</p>	
<p>活動報告等 事務局から、テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議の設立経緯や概要、活動報告を行った後、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会等の大規模行事や、テロ情勢、警察のテロ対策について説明したほか、自主警備の強化と更なる連携強化を依頼しました。</p>	
<p>部外講話 日本マネジメント総合研究所合同会社社理 戸村智憲氏から、「日本国内におけるテロ対策と日々の備え」と題して、 ○ なぜショッピングモール等が狙われるのか ○ 大がかりな対応より身近な意識改革と心がけ ○ 誰でもできるテロ対策及び講師の実践例等の内容で講話をいただきました。</p>	
<p>今後も官民一体となったテロ対策の推進に、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>	
<p>テロを許さない社会の実現／官民連携のテロ対応 作成：兵庫県警察本部警備部警備課</p>	

(ウ) 警察署版テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議

兵庫県下46警察署において、「警察署版テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議」を設置しており、官民一体のテロ対策が斉一に行われる体制を構築している。また同会議を活用してテロ対処訓練等を実施し、県下各地域におけるテロ対処能力の向上を図っている。

テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議※の構成



イ 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等との連携

薬局やホームセンター等の販売事業者等への個別訪問を継続的に行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定したロールプレイング型訓練を行うなど、協力体制を構築している。



【ホームセンターにおける
ロールプレイング型訓練】

さらに、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして、ローン・オフエンダー等対策との連携にも配慮しつつ、爆発物を用いたテロの未然防止を図っている。

〔兵庫県爆発物原料取扱事業者等連絡協議会〕

○ 設立目的等

平成 22 年 2 月、警察と爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者や関係行政機関等との連絡体制を確保し、爆発物を使用したテロ事案等を未然に防止するとともに、同種事案が発生した場合の被害拡大防止及び迅速・的確な事件捜査の実現に資することを目的に設立した。

○ 活動状況

テロ情勢等を紹介した「協議会 News」を不定期に発行しているほか、毎年、総会を開催している。令和 6 年 2 月に開催した総会では、民間専門家による爆発物に関連した講演や、報道された不審者対応要領を紹介するなど、事業者等への啓発、情報共有及び連携強化を図った。



【協議会 News 第 52 号】

ウ 幅広い事業者との連携

旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等の事業を営む者への個別訪問のほか、それらの事業者が加盟する旅館組合やレンタカー協会等への訪問を継続的に行い、利用者に対する本人確認の徹底や不審情報の通報等を要請するなど、協力体制の確保に努めている。



【レンタカー事業者講習会における講演】



【レンタカー事業者向けのチラシ】

エ 外国人コミュニティとの連携強化

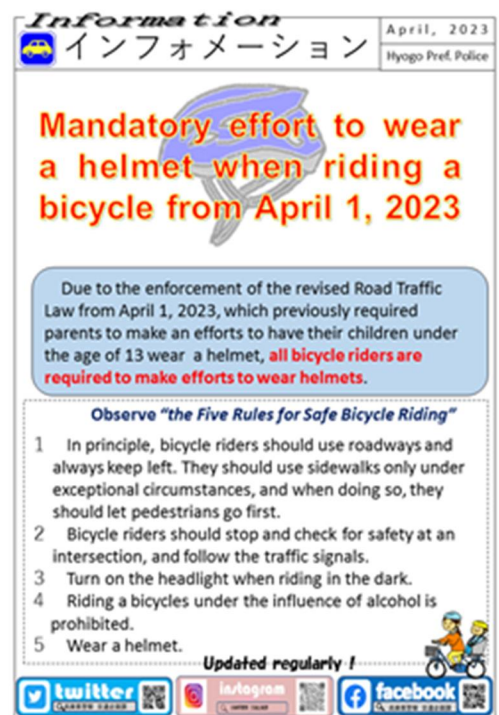
テロリストが国内の外国人コミュニティを悪用し、又は国内に居住する外国人が生活上の困難や日本社会からの孤立等に直面してテロや犯罪に関与することを防止するため、市町等と協力し、防犯講習、交通安全講習、外国人運転者対策等の警察活動を通じて外国人コミュニティとの連携強化を図っている。



【外国人留学生に対する防災講習】



【外国人留学生に対する交通安全講習】



【外国人コミュニティ・管理者用のチラシ】

(8) 情報発信

ホームページやX（旧ツイッター）等のSNSを活用し、各種訓練等施策の取組状況を紹介するとともに、不審情報の通報について広く協力を呼び掛けている。

令和5年のG7広島サミットや本年5月の「神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会」の開催前には、大規模集客施設や公共交通機関等と連携し、大型ビジョンを活用するなどして、効果的な情報発信活動を推進した。



【県警SNSのテロ対策に関する投稿】



【阪神甲子園球場における広報】



【ノエビアスタジアム神戸における広報】



【公共交通機関における広報（神戸市営地下鉄 西神南駅）】



【園田競馬場における広報】

第2 大規模災害対策等の推進

1 大規模災害発生時における警察の措置

警察は、大規模災害が発生した場合、災害警備体制を確立し、関係機関と連携の上、情報の収集・分析、避難誘導、救出救助活動、緊急交通路の確保、検視、行方不明者の捜索及び治安の維持に当たる。

2 大規模災害の教訓を踏まえた警察の対応

(1) 広域緊急援助隊の設置

広域緊急援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、かつ、高度な救出救助能力と自活能力を有する災害対策の専門部隊として、平成7年6月、全国の都道府県警察に設置された。

同隊は、救出救助等を行う警備部隊、緊急交通路の確保等を行う交通部隊、検視等を行う刑事部隊で構成されている。

さらに、平成17年4月広域緊急援助隊に極めて高度な救出救助能力を有する「特別救助班（略称：P-R E X (Police Team of Rescue Experts))」が、兵庫県を含む12都道府県警察に設置された。

(令和6年9月末現在：16都道府県に設置)



【平成7年：兵庫県警察
広域緊急援助隊発隊式】

(2) 警察災害派遣隊の編成

東日本大震災に際し、津波や原子力災害等への対応のため、長期間にわたり大規模な部隊派遣を行った経験から、災害発生時に直ちに被災地へ派遣する部隊として、広域緊急援助隊を中心とする即応部隊を全国約6,400人体制から約1万人体制に増強するとともに、発災から一定期間が経過して以降、継続的に様々な警察活動を行う一般部隊を創設し、平成24年5月、両部隊からなる「警察災害派遣隊」が編成された。



(3) 県外における災害警備

令和6年能登半島地震に伴い、石川県に「警察災害派遣隊」を派遣し、安否不明者の捜索を実施したほか、現在もパトロール、相談受理、防犯指導等の活動を行っている。

【即応部隊の活動状況】



【一般部隊の活動状況】



上記のほか、緊急災害警備隊(捜索、避難所等の警戒)、広域緊急援助隊刑事部隊(検視等)、防犯カメラ設置部隊等、延べ945人の警察官を現地に派遣している(11月1日現在)。

また、令和6年9月20日からの大雨に伴い、石川県に「警察災害派遣隊」を派遣し、安否不明者の捜索を実施した。

【活動状況】



【過去 10 年の県外派遣状況】

	年	区分	派遣事由	派遣先
①	平成28年	地震	平成28年熊本地震	熊本県
②		地震	鳥取県中部地震	鳥取県
③	平成29年	風水害	平成29年7月九州北部豪雨	大分県
④	平成30年	風水害	平成30年7月豪雨	広島県、岡山県
⑤	令和元年	台風	令和元年東日本台風(台風第19号)	福島県、長野県
⑥	令和2年	風水害	令和2年7月豪雨	熊本県
⑦		台風	台風第10号	長崎県(※広島空港で待機)
⑧	令和3年	土石流	静岡県熱海市で発生した土石流に伴う災害警備	静岡県
⑨		風水害	九州地方における大雨特別警報発表に伴う災害警備	福岡県(※九州管区警察学校で待機)
⑩	令和6年	地震	令和6年能登半島地震	石川県
⑪		風水害	令和6年9月20日からの大雨に伴う災害警備	石川県

※ 風水害～5件 台風～2件 地震～3件 土石流～1件

3 兵庫県警察の主な災害警備

(1) 近年の主な災害警備

ア 平成26年8月豪雨

平成26年8月16日から18日にかけて、兵庫県阪神地域、北播丹波地域及び但馬地域に大雨洪水警報が発表され、各地で土砂崩れが相次ぎ、死者2人、重軽傷者4人等の被害が発生した。

警察本部及び丹波署に災害警備本部を設置し、機動隊や自衛隊、丹波市消防等が連携し、救出救助活動を実施した。



【土砂災害の被害状況】

イ 平成30年7月豪雨

平成30年6月28日以降、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、県下においても、大雨特別警報が発表され、土砂崩れや倒木等により、死者2人、重軽傷者11人等の被害が発生した。

警察本部及び全警察署に災害警備本部を設置し、指揮体制を確立した上で、救出救助活動を実施した。

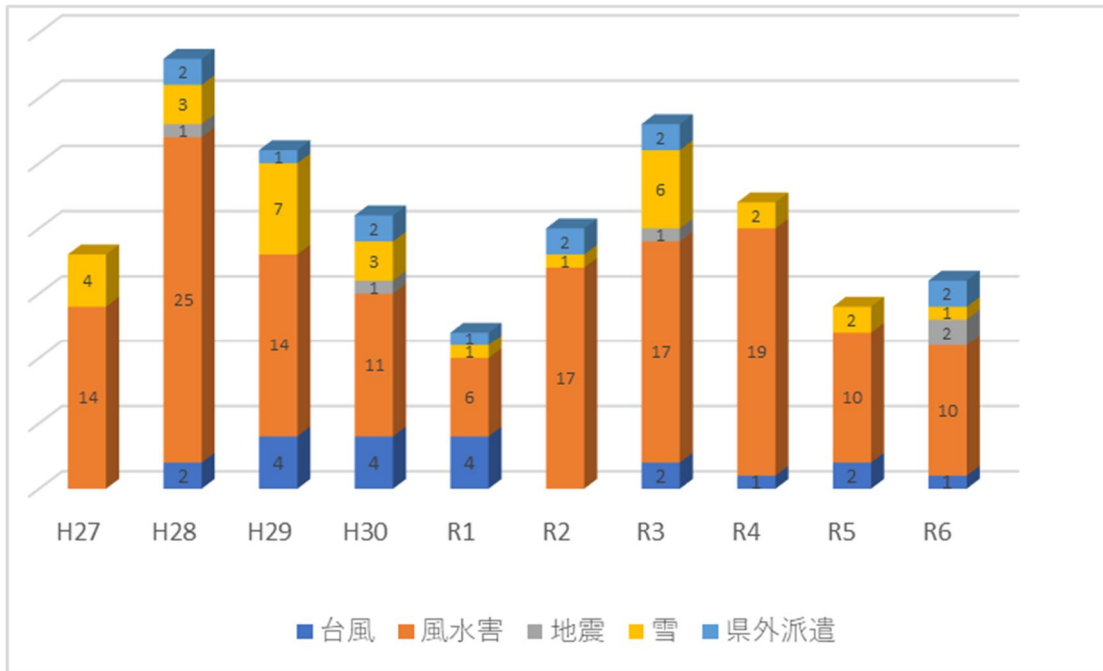


【土砂災害現場での活動状況（宍粟市）】

(2) 災害警備実施回数

県内で気象警報が発表された場合や、地震が観測された場合のほか、県外で大規模な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合等に、災害警備本部等を設置して、災害警備体制を確立している。

【過去の災害警備実施回数】



【令和6年9月末現在】

(3) 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う措置

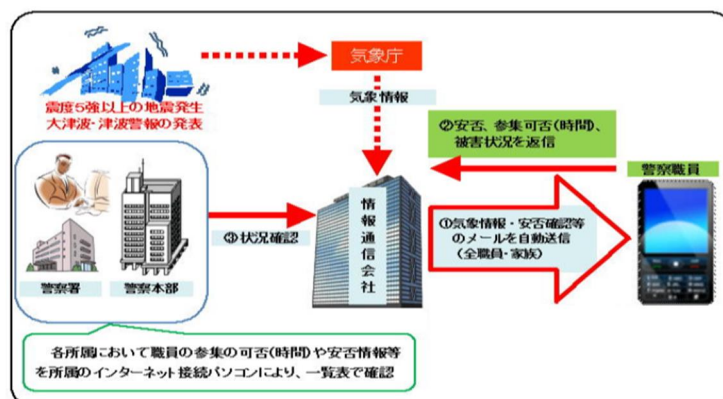
令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震(マグニチュード7.1)の発生に伴い、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたことを受け、警察本部に災害警備対策室を設置し、関係機関と連携した情報収集に努めるなど、後発地震の発生に備えた。

4 災害警備諸対策の推進

(1) 初動体制の早期確立

ア 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの運用

県内において一定規模の地震が観測された場合等に、予めシステムに登録している職員に対して、安否情報や参集の可否等の回答を求めるメールを自動送信し、職員が返信することで、所属での情報集約が可能となるシステムを運用し、迅速かつ的確な災害警備体制の確立を図っている。



イ 被災地警察署への支援

大規模災害発生時に被災地警察署の指揮機能や初期対応の支援を行うため、指揮支援隊や災害地域支援チームを設置しているほか、各警察センターを部隊の前進待機等を可能とする災害対策拠点として活用している。また気象情報から被害の発生が予想される地域には機動隊等を先制的に前進配置するなど、支援体制を強化している。



【災害対策拠点の設置場所】

(2) 災害対処能力の向上

ア 災害警備訓練の実施

(7) 近畿管区広域緊急援助隊合同訓練(例年2月頃)

大規模災害発生時の迅速かつ的確な災害警備活動を行うため、広域緊急援助隊を始めとする警察災害派遣隊及び関係機関による合同訓練を毎年、近畿管区警察局と近畿管内の各府県警察(持ち回り)の共催で実施しており、令和4年度は滋賀県において開催した。

※ 令和5年度は大阪府において開催予定(令和6年2月)であったが、令和6年能登半島地震のため中止



【令和4年度近畿管区広域緊急援助隊訓練(令和5年2月9日)】

(イ) 風水害を想定した災害警備訓練(例年6月頃)

風水害等の大規模災害の発生に備え、出水期に入る例年6月頃、関係機関と連携した災害警備訓練を実施している。



【豊岡市における災害警備訓練(令和6年6月30日)】

(ウ) 兵庫県警察総合災害警備訓練(例年11月頃)

南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、救出救助技能の向上、関係機関の連携強化等を目的とした県警察主催の総合災害警備訓練を平成28年度から実施している。



【令和5年度兵庫県警察総合災害警備訓練(令和5年11月5日)】

上記のほか、地域防災力の向上に資することを目的とした兵庫県主催の**兵庫県合同防災訓練**に毎年参加している。

イ 兵庫県警察フェニックスレスキュー競技大会

被災現場で救出救助に当たる警察署警察官の災害対処能力の底上げを図るため、ジャッキ、エンジンカッター等警察署に配備されている災害用装備資機材を活用した救出救助に関する技能を警察署対抗で競う「兵庫県警察フェニックスレスキュー競技大会」を平成30年度から開催している。

同大会を県民に広く公開することで、県民の災害警備活動に対する理解の確保と県民の防災意識の高揚を促している。



【第6回競技大会の状況
(令和5年12月10日)】

ウ 巡回指導等による技術指導

平成31年3月、災害対策課に、災害警備に係る救出救助技能を指導する係を設置し、警察署への巡回指導や警察学校初任科生に対する訓練指導、教養資料の発出などにより、警察職員全般の災害対処能力の底上げを図っている。



【第二機動隊への訓練指導】

(3) 装備資機材の整備等

ア 災害用装備資機材の整備・拡充

阪神・淡路大震災以降、全警察署にチェーンソー、エンジンカッター、エアージャッキ等を、全交番・駐在所に「レスキューユニット」を配備した。

平成30年度からは、取り扱いや運搬が容易で多機能な「災害用救助工具セット」も警察署等に配備した。



【レスキューユニット】



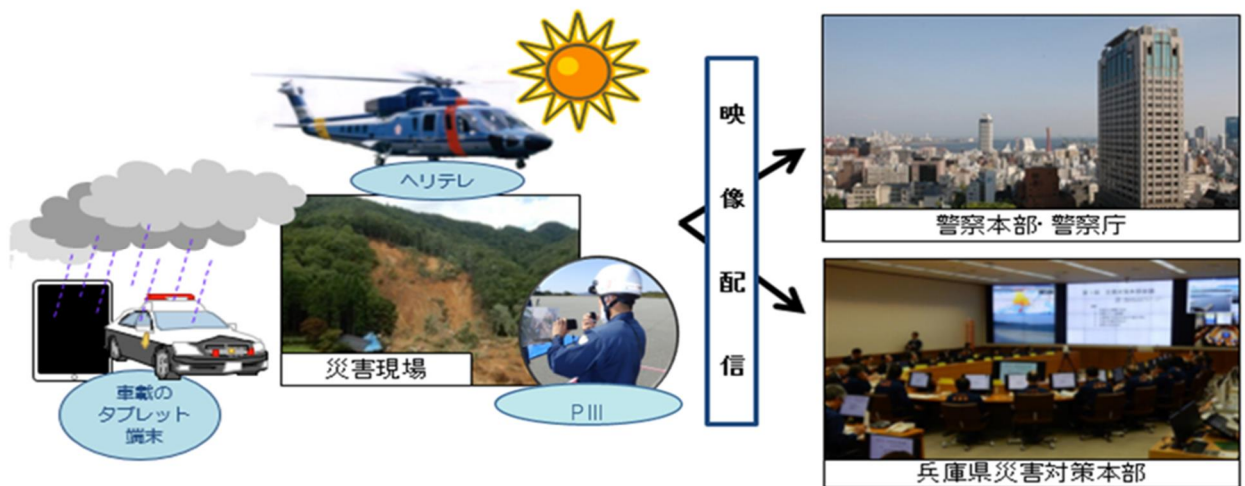
【災害用救助工具セット】

イ 映像配信機能による映像情報の共有

平成29年度に「総合的画像情報伝送システム（ヘリテレシステム）」をアナログ式からデジタル式に更新したほか、ヘリテレシステムの画像のみ警察庁や県に配信できていたところ、令和元年度の回線整備により、パトカー車載のタブレット端末、PⅢ端末等で撮影した映像も配信することが可能となり、多くの映像の共有を行うことが可能となった。

令和5年8月の台風第7号では但馬方面の被害確認のため、令和6年1月の能登半島地震では石川県内の被害確認のためヘリテレシステムを活用し、警察庁等と映像の共有を行っている。

※ PⅢ端末：民間の携帯電話回線を利用したスマートフォンやタブレット型のデータ端末



【映像情報配信機能の強化（イメージ図）】

5 民間との連携・協力体制の構築

(1) 兵庫県警察防災学生ボランティア

県内に所在する大学に在籍又は県内に居住する大学生を「防災学生ボランティア」（愛称「のじ防隊」）として警備部長が委嘱し、各種災害警備訓練や防災啓発活動等に参加し、警察の災害警備活動への理解と協力を確保するとともに大学生の情報発信力等を活用することにより、県民の防災意識の高揚を図っている。



【兵庫県警察防災学生ボランティアが災害警備訓練に参加（令和6年6月30日）～警察署員に搬送される学生ボランティア～

(2) 災害モニター

地域の実情に精通し、かつ、災害対策に理解のある方を災害モニターとして警察署長が委嘱し、日常生活を通じて見聞した災害情報の通報を受け、迅速かつ効率的な災害警備活動に反映させることとしている。

(3) 協定の締結

民間の事業者等と装備資機材の供出等に係る業務支援について協定を締結し、災害時における協力体制を構築している。

【災害時の電力供給を目的とした電気自動車等の支援に関する協定】

締結日	締結事業者	借用期間
R3. 10. 4	兵庫三菱自動車販売株式会社	1週間程度
R5. 1. 24	株式会社ホンダカーズ兵庫	1週間程度
	兵庫日産自動車株式会社、日産プリンス兵庫販売株式会社	1週間程度
	兵庫トヨタ株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ神戸株式会社、トヨタカローラ姫路株式会社、トヨタカローラ兵庫株式会社、ネットトヨタ神戸株式会社、ネットトヨタゾナ神戸株式会社、ネットトヨタ兵庫株式会社、ネットトヨタウエスト兵庫株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社	3日程度

6 伝承教養

阪神・淡路大震災の災害警備を経験していない警察職員が8割を超える中、当時の災害警備に関する伝承は、県警察の課題となっている。

県警察では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害警備を経験した警察職員を「語り部」として、貴重な経験を次世代に伝えるための伝承教養に取り組んでいる。

また、震災30年の節目に合わせて、当時の経験に基づく証言を動画化し、伝承教養に活用するほか、これらを県民に発信して防災意識の高揚を図っていく。



【警察学校における伝承教養
(令和6年1月15日)】

7 情報発信

ホームページやX（旧ツイッター）等のSNSを活用し、災害警備や各種訓練等の取組状況について紹介するとともに、大学、高校等において講演を実施するなど、県民の防災意識の高揚を促している。

【講演】



【関西国際大学における防災講演
(令和6年6月28日)】

【県警ホームページ】



【県警ホームページに「令和6年能登半島地震」の特設ページを開設】

【県警 YouTube チャンネル】



【令和6年能登半島地震の現場活動】



【防災学生ボランティアが防災啓発】

【X（旧ツイッター）】



【特別自動車警ら部隊の活動】



【広域警察航空隊の活動】



【特別生活安全部隊の活動】